

# 1 令和2年度適用の税率

(令和2年4月1日現在)

税目	税率	納期
個人県民税	<p>1 均等割 年額2,500円 (森林湖沼環境税分1,000円及び東日本大震災に係る地方税の臨時特例措置分500円を含む。)</p> <p>2 所得割 課税総所得金額 課税退職所得金額 課税山林所得金額 の合計額 <math>\frac{4}{100}</math></p> <p>【参考】個人市町村民税 均等割 年額3,500円 所得割 <math>\frac{6}{100}</math></p>	<p>1 特別徴収 (1)給与所得者 6月から翌年の5月まで毎月 (2)公的年金所得者 4月, 6月, 8月, 10月, 12月及び 翌年の2月まで年6回</p> <p>2 普通徴収 6月, 8月, 10月及び翌年の1月の 年4回 (市町村民税と同じ。)</p>
法人県民税	<p>1 均等割 (森林湖沼環境税分10%含む。) (1) 次に掲げる法人 イ 法人税法第2条第5号の公共法人及び地方税法第24条第5項に規定する公益法人等のうち同法第25条第1項の規定により均等割を課すことができないもの以外のもの。 (法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) ロ 人格のない社団等 ハ 一般社団法人 (非営利型法人 (法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。) に該当するものを除く。) 及び一般財團法人 (非営利型法人に該当するものを除く。) ニ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの (イからハまでに掲げる法人を除く。) ホ 資本金等の額を有する法人 (法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。 以下この表において同じ。) で資本金等の額が1,000万円以下であるもの 年額 22,000円 (2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超えるもの 年額 55,000円 (3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超えるもの 年額 143,000円 (4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもの 年額 594,000円 (5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもの 年額 880,000円 2 法人税割 平成8年2月1日から令和3年1月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割 ・資本金等の額が1億円を超える法人、法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円を超える法人又は保険業法に規定する相互会社で純資産額が1億円を超える法人 <math>\frac{1.8}{100}</math> ・上記以外の法人 <math>\frac{1.0}{100}</math></p>	<p>申告納付 地方税法第53条の規定による申告書の提出期限</p>
県民税利子割	支払を受ける利子等の額の $\frac{5}{100}$	支払を受けた翌月10日まで

条 例 で 定 め る 免 稅 事 項	免 税 点
な し	な し
<p>次の各号の一に該当するもののうち、特に必要と認めるものに対し減免する。</p> <p>1 公益社団法人若しくは公益財団法人又は一般社団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）</p> <p>2 防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人</p>	な し
な し	な し

税目	税率	納期
県民税配当割	支払を受ける一定の上場株式等の配当等の額の $\frac{5}{100}$	支払を受けた翌月10日まで ただし、源泉徴収選択口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）にかかる配当等については翌年1月10日まで
県民税株式等譲渡所得割	支払を受ける一定の特定口座における上場株式等の譲渡所得等の額の $\frac{5}{100}$	支払を受けた翌年1月10日まで
個人事業税	1 第一種事業を行う個人 所得の $\frac{5}{100}$  2 第二種事業を行う個人 所得の $\frac{4}{100}$  3 第三種事業のうち法第72条の2第10項第5号及び第7号に掲げる事業を行う個人 所得の $\frac{3}{100}$  4 上記以外の第三種事業を行う個人 所得の $\frac{5}{100}$	第1期 8月21日から同月31日まで 第2期 11月21日から同月30日まで
法人事業税	1 電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人 (1)ガス供給業及び保険業を行う法人 各事業年度の収入金額の $\frac{1.0}{100}$  (2)電気供給業を行う法人 ア 送電事業を行う法人 各事業年度の収入金額の $\frac{1.0}{100}$  イ 発電・小売を行う法人 (ア)資本金1億円以下の法人 ①収入割 収入金額の $\frac{0.75}{100}$  ②所得割 所得金額の $\frac{1.85}{100}$  (イ)資本金1億円超の法人 ①収入割 収入金額の $\frac{0.75}{100}$  ②付加価値割 付加価値額の $\frac{0.37}{100}$  ③資本割 資本金等の額の $\frac{0.15}{100}$	申告納付 1 法第72条の25第1項又は法第72条の28第1項の規定の適用を受ける法人 各事業年度終了の日から2月以内  2 法第72条の25第3項又は法第72条の28第2項の規定の適用を受ける法人 各事業年度終了の日から3月以内  3 法第72条の25第5項又は法第72条の28第2項の規定の適用を受ける法人 各事業年度終了の日から4月以内  4 法第72条の26第1項の規定を適用を受ける法人 各事業年度又は各計算期間開始の日から6月を経過した日から2月以内  5 法第72条の29第1項の規定の適用を受ける法人 各事業年度終了の日から2月以内

条 例 で 定 め る 免 稅 事 項	免 税 点
な し	な し
な し	な し
<p>1 震災、風水害、落雷、火災、その他これらに類する災害を受けたことによりその納付すべき事業税の全部又は一部を納付することができない旨の申請があつて、これを認めた場合にその納付できないことを認めた税額を減免することができる。</p> <p>2 次の各号の一に該当する者のうち特に必要があると認めるもの（ただし年所得310万円以下。）又は生活保護法の規定により生活扶助を受ける者に限り全部又は2分の1を減免する。</p> <p>(1) 身体障害者（地方税法施行令第7条に規定する者のうち身体に障害がある者であつて、その障害の症状が固定し又は回復の見込みのないものをいう。）</p> <p>(2) 寡婦（夫と死別し若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者（地方税法施行令第7条の2第1項の各号の一に該当する者の妻）をいう。）</p> <p>(3) 老年者（当該年の前年の12月31日において年齢65歳以上の者をいう。）</p>	一事業者につき年間の事業の所得から290万円を控除する。
な し	な し

税目	税率	納期
	<p>2 その他の事業を行う法人</p> <p>(1) 特別法人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額の <math>\frac{3.5}{100}</math></li> <li>・各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得の <math>\frac{4.9}{100}</math></li> </ul> <p>(2) その他の法人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額の <math>\frac{3.5}{100}</math></li> <li>・各事業年度の所得のうち年400万円を超える年800万円以下の金額の <math>\frac{5.3}{100}</math></li> <li>・各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得の <math>\frac{7.0}{100}</math></li> </ul> <p>(3) 3以上の都道府県に事務所又は事業所を有する資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人の行う事業に対する税率は、特別法人にあっては各事業年度の所得及び清算所得の <math>\frac{4.9}{100}</math></p> <p>その他の法人にあっては各事業年度の所得及び清算所得の <math>\frac{7.0}{100}</math></p> <p>(4) 資本金1億円超の法人</p> <p>①付加価値割 付加価値額の <math>\frac{1.2}{100}</math></p> <p>②資本割 資本金等の額の <math>\frac{0.5}{100}</math></p> <p>③所得割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額の <math>\frac{0.4}{100}</math></li> <li>・各事業年度の所得のうち年400万円を超える年800万円以下の金額の <math>\frac{0.7}{100}</math></li> <li>・各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得の <math>\frac{1.0}{100}</math></li> <li>・3以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、各事業年度の所得の <math>\frac{1.0}{100}</math></li> </ul> <p>※ 平成22年10月1日以後に解散した法人については、通常どおりの所得課税</p>	

条 例 で 定 め る 免 稅 事 項	免 税 点

税目	税率	納期																											
地方消費税	消費税額の22／78 (消費税率換算で2.2%)	消費税と同月 (税務署、税関に消費税と併せて申告・納付)																											
不動産取得税	<p>不動産の価格の <math>\begin{cases} \frac{3}{100} &amp; (\text{土地又は住宅の取得}) \\ \frac{4}{100} &amp; (\text{住宅以外の家屋の取得}) \end{cases}</math></p> <p>* 平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した場合の税率は3／100となる。</p> <p>* 平成18年4月1日から平成20年3月31日までに住宅以外の家屋を取得した場合の税率は3.5／100となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">取得した日</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">土地</th> <th colspan="2">家屋</th> </tr> <tr> <th>住宅</th> <th>住宅以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ H15. 3. 31</td> <td></td> <td>4%</td> <td>4%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H15. 4. 1 ～ H18. 3. 31</td> <td></td> <td></td> <td>3%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>H18. 4. 1 ～ H20. 3. 31</td> <td></td> <td>3%</td> <td></td> <td>3.5%</td> </tr> <tr> <td>H20. 4. 1 ～ R3. 3. 31</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4%</td> </tr> </tbody> </table>	取得した日	種類	土地	家屋		住宅	住宅以外	～ H15. 3. 31		4%	4%		H15. 4. 1 ～ H18. 3. 31			3%	3%	H18. 4. 1 ～ H20. 3. 31		3%		3.5%	H20. 4. 1 ～ R3. 3. 31				4%	知事が定める日
取得した日	種類				土地	家屋																							
		住宅	住宅以外																										
～ H15. 3. 31		4%	4%																										
H15. 4. 1 ～ H18. 3. 31			3%	3%																									
H18. 4. 1 ～ H20. 3. 31		3%		3.5%																									
H20. 4. 1 ～ R3. 3. 31				4%																									
県たばこ税	1,000本につき930円  ※ 令和2年10月1日以降 〃 1,000円	当月分を翌月末日までに																											
ゴルフ場利用税	ゴルフ場ごとに等級により定額課税する。 等級については次のとおり <table> <tbody> <tr><td>1級</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>2級</td><td>1,100円</td></tr> <tr><td>3級</td><td>1,050円</td></tr> <tr><td>4級</td><td>950円</td></tr> <tr><td>5級</td><td>900円</td></tr> <tr><td>6級</td><td>800円</td></tr> <tr><td>7級</td><td>750円</td></tr> <tr><td>8級</td><td>650円</td></tr> <tr><td>9級</td><td>600円</td></tr> <tr><td>10級</td><td>550円</td></tr> <tr><td>11級</td><td>450円</td></tr> <tr><td>12級</td><td>400円</td></tr> </tbody> </table>	1級	1,200円	2級	1,100円	3級	1,050円	4級	950円	5級	900円	6級	800円	7級	750円	8級	650円	9級	600円	10級	550円	11級	450円	12級	400円	当月分を翌月15日までに ただし、ゴルフ場の利用を終了し、又はゴルフ場の経営を廃止した場合においては、その終了し、又は廃止した日から5日以内			
1級	1,200円																												
2級	1,100円																												
3級	1,050円																												
4級	950円																												
5級	900円																												
6級	800円																												
7級	750円																												
8級	650円																												
9級	600円																												
10級	550円																												
11級	450円																												
12級	400円																												

条 例 で 定 め る 免 稅 事 項	免 税 点
な し	な し
<p>1 次の各号の一に該当する不動産の取得に対しては課税しない。</p> <p>(1) 土地改良法による農地の交換分合による取得と同様の事情と条件による取得</p> <p>(2) 土地収用法による替地の取得と同様の事情と条件による取得</p> <p>(3) 公益財団法人茨城県開発公社又は地方公共団体が主たる設立者となって設立した公益社団法人若しくは公益財団法人で知事の指定するものが、その事業のために行う不動産の取得</p> <p>(4) 土地開発公社又は地方道路公社が、その業務のために行う不動産の取得</p> <p>2 次の各号の一に該当するものが申請書を提出した場合は、減免する。</p> <p>(1) 災害により滅失又は損壊した不動産に代わると認められる不動産の取得又は特別の事情がある場合において、知事が不動産取得税の減免を必要と認める者の不動産の取得</p> <p>(2) 地方公共団体、条例第41条の2第3号で定める開発公社等又は土地開発公社に対して工場誘致又は住宅建設のための団地を造成するため不動産を譲渡し、又は譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受ける者がそれに代わるものと認められる不動産を取得した場合において、知事が必要と認めるとき</p> <p>(3) 地方公共団体、開発公社等又は土地開発公社のあっせんにより規則で定める企業者に不動産を譲渡し、それに代わるものと認められる不動産を取得した場合において、知事が必要と認めるとき</p>	土地の取得にあっては10万円、家屋の取得のうち建築に係るものにあっては1戸につき23万円、その他のものにあっては1戸につき12万円に満たない場合
卸売販売業者等が次に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ税を免除する。	な し
<p>(1) 製造たばこの本邦からの輸出又は輸出の目的で行われる輸出業者（法第74条の6第1項第1号に規定する輸出業者をいう。）に対する売渡し</p> <p>(2) 本邦と外国との間を往来する本邦の船舶（これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で施行規則第8条の3で定めるものを含む。）又は航空機に船用品又は機用品（法第74条の6第1項第2号に規定する船用品又は機用品をいう。）として積み込むための製造たばこの売渡し</p> <p>(3) 品質が悪変し、又は包装が破損し、若しくは汚染した製造たばこの他販売に適しないと認められる製造たばこの廃棄</p> <p>(4) 既にたばこ税を課された製造たばこ（第74条の14第1項又は第2項の規定による控除又は還付が行われた、又は行われるべき製造たばこを除く。）の売渡し又は消費等</p>	な し
な し	な し

税 目	税 率	納 期
自 動 車 税	別表のとおり	5月10日から同月31日まで  *証紙徵収分（賦課期日（4月1日午前零時）後に自動車の新規登録の申請があつた場合）については、登録の申請をした際に申告納付
自 動 車 税 ( 種 別 割 )	別表のとおり	5月10日から同月31日まで  *証紙徵収分（賦課期日（4月1日午前零時）後に自動車の新規登録の申請があつた場合）については、登録の申請をした際に申告納付

条 例 で 定 め る 免 稅 事 項	免 税 点
<p>1 次の各号の一に該当する自動車（第2号から第5号までの自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。）に対しては自動車税を課さない。ただし、自動車を有料で借り受けた者がこれを次の各号に掲げる自動車（第1号の自動車を除く。）として使用する場合においては、当該自動車の所有者に課するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 商品であって使用しない自動車</li> <li>(2) 消防専用自動車及び救急専用自動車</li> <li>(3) 学校（学校教育法第1条及び附則第3条第1項の学校並びに私立学校法第64条第4項の法人の設置する学校をいう。）において、専らかつ直接に教育又は保育の用に供する自動車</li> <li>(4) 日本赤十字社が所有する自動車のうち直接その本来の事業の用に供する自動車</li> <li>(5) 前各号に掲げるものを除く外、専らかつ直接に公用又は公共の用に使用する自動車で課税することが適当でないもの</li> </ul> <p>2 次の各号のいずれかに該当する自動車で、必要があると認めるもの（第3号に該当する自動車の場合にあっては1人の障害者につき自家用のもの1台に限る。）に対しては、当該自動車の納税義務者の申請により、自動車税（第1号に該当する自動車の場合にあっては、同号の災害を受けた日の属する年度分の自動車税に限る。）を減免する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 震災、風水害、火災、その他これに類する災害（以下「災害」という。）により、その所有する自動車について損害を受けた場合において、当該災害を受けた自動車を修繕した後継続して運行の用に供するもの</li> <li>(2) 社会福祉法人（社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人をいう。）が所有し、専ら当該法人の業務の用に供する自動車</li> <li>(3) 身体に障害を有し歩行が困難な者その他の規則で定める者（以下「障害者」という。）又は障害者と生計を一にする者が所有する自動車で、当該障害者が自ら運転するもの又は当該障害者のために当該障害者と生計を一にする者その他知事において必要と認める者が運転するもの</li> <li>(4) 構造上障害者等の利用に専ら供する自動車（前号に掲げるものを除く。）</li> <li>(5) 国土交通大臣が作成した計画に基づき知事が交付する補助金を受けて、一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が所有する地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものの運行の用に供する一般乗合用のバスとして規則で定めるもの</li> <li>(6) 前各号に掲げるもののほか、特別の事情により知事が必要と認める自動車</li> </ul>	なし
<p>1 日本赤十字社が所有する自動車のうち直接その本来の事業の用に供する自動車（救急自動車を除く）であって知事の承認を受けたものに対しては、自動車税を課さない。</p> <p>2 次の各号の一に該当する自動車（第2号から第4号までの自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。）に対しては種別割を課さない。ただし、自動車を有料で借り受けた者がこれを次の各号に掲げる自動車（第1号の自動車を除く。）として使用する場合においては、当該自動車の所有者に課するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 商品であって使用しない自動車</li> <li>(2) 消防専用自動車及び救急専用自動車</li> <li>(3) 学校（学校教育法第1条及び附則第3条第1項の学校並びに私立学校法第64条第4項の法人の設置する学校をいう。）において、専らかつ直接に教育又は保育の用に供する自動車</li> <li>(4) 前各号に掲げるものを除く外、専らかつ直接に公用又は公共の用に使用する自動車で課税することが適当でないもの</li> </ul>	なし

税目	税率	納期
自動車税 (環境性能割)	<p>燃費性能に応じて以下のとおり</p> <p>1 自家用自動車 <math>\frac{3}{100}</math> から非課税まで</p> <p>2 営業用自動車 <math>\frac{2}{100}</math> から非課税まで</p> <p>(注1) 営業用自動車については、当分の間の措置</p> <p>(注2) 令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用乗用車については、税率が100分の1軽減される。</p> <p>(注3) 先進安全設備を備えた自動車、一定の構造をもつ自動車は、取得価額が軽減される。</p> <p>○ASV（先進安全自動車）特例 衝突被害軽減ブレーキ・車両安定性制御装置・車線逸脱警報装置を備えたバス・トラック等（新車のみ）に対して、取得価額から一定額を控除。</p> <p>○バリアフリー特例 ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー（いずれも新車のみ）に対して、取得価額から一定額を控除。</p>	自動車の登録・届出時に申告納付

条例で定める免税事項	免税点
<p>3 次の各号のいずれかに該当する自動車で、必要があると認めるもの（第3号に該当する自動車の場合にあっては1人の障害者につき自家用のもの1台に限る。）に対しては、当該自動車の納税義務者の申請により、種別割（第1号に該当する自動車の場合にあっては、同号の災害を受けた日の属する年度分の種別割に限る。）を減免する。</p> <p>(1) 震災、風水害、火災、その他これに類する災害（以下「災害」という。）により、その所有する自動車について損害を受けた場合において、当該災害を受けた自動車を修繕した後継続して運行の用に供するもの</p> <p>(2) 社会福祉法人（社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人をいう。）が所有し、専ら当該法人の業務の用に供する自動車</p> <p>(3) 身体に障害を有し歩行が困難な者その他の規則で定める者（以下「障害者」という。）又は障害者と生計を一にする者が所有する自動車で、当該障害者が自ら運転するもの又は当該障害者のために当該障害者と生計を一にする者その他知事において必要と認める者が運転するもの</p> <p>(4) 構造上障害者等の利用に専ら供する自動車（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>(5) 国土交通大臣が作成した計画に基づき知事が交付する補助金を受けて、一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が所有する地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものの運行の用に供する一般乗合用のバスとして規則で定めるもの</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、特別の事情により知事が必要と認める自動車</p>	
<p>1 日本赤十字社が所有する自動車のうち直接その本来の事業の用に供する自動車（救急自動車を除く。）であつて知事の承認を受けたものに対しては、自動車税を課さない。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する自動車で、必要があると認めるものに対しては、当該自動車に対する環境性能割の納税義務者の申請により、環境性能割を減免する。</p> <p>(1) 震災、風水害、火災その他の災害により滅失し、又は損壊した被災自動車等について、当該被災自動車等の所有者が、被災した日から6月以内に取得した当該被災自動車等に代わるものと知事が認める自動車</p> <p>(2) 障害者又は障害者と生計を一にする者が取得した自家用の自動車で、当該障害者が自ら運転するもの又は当該障害者のために当該障害者と生計を一にする者その他知事において必要と認める者が運転するもの</p> <p>(3) 構造上障害者の利用に専ら供する自動車</p> <p>(4) 医療法第31条に規定する公的医療機関の救急自動車又はべき地巡回診療の用に供する自動車</p>	取得価額が50万円以下

税目	税率	納期
自動車取得税	<p>1 軽自動車及び営業用自動車  <math>\frac{2}{100}</math></p> <p>2 軽自動車以外の自家用自動車  <math>\frac{3}{100}</math></p> <p>(注1) 軽自動車及び営業用自動車について は、当分の間の措置</p> <p>(注2) 排出ガス、燃費等の各種基準を満たす自動車 や、先進安全設備を備えた自動車、一定の構造 をもつ自動車は、税率等が軽減される。</p> <p>○エコカー減税 排出ガス性能及び燃費性能に優れた自動車（ 新車のみ）に対して、それらの性能に応じて、 税率を軽減。</p> <p>○中古車特例 排出ガス性能及び燃費性能に優れた自動車（ 新車以外）に対して、それらの性能に応じて、 取得価額から一定額を控除。</p> <p>○ASV（先進安全自動車）特例 衝突被害軽減ブレーキ・車両安定性制御装置 ・車線逸脱警報装置を備えたバス・トラック等 (新車のみ)に対して、取得価額から一定額を 控除。</p> <p>○バリアフリー特例 ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバ ーサルデザインタクシー（いずれも新車のみ） に対して、取得価額から一定額を控除。</p>	自動車の登録・届出時に申告納付
軽油引取税	軽油1キロリットルにつき 32,100円	当月分を翌月末日までに
鉱区税	<p>1 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区        • 試掘鉱区          面積100アールごとに年額200円        • 採掘鉱区          面積100アールごとに年額400円</p> <p>2 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区          面積100アールごとに年額200円</p> <p>3 石油又は可燃性天然ガスを目的とする        鉱業権の鉱区          1に規定する税率の3分の2</p> <p>4 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区で河床        に存するもの          河床の延長1,000メートルごとに年額600円</p>	5月21日から同月31日まで

条例で定める免税事項	免税点
<p>次の各号の一に該当する自動車の取得で、知事が必要があると認めるものに対しては、当該自動車の納税義務者の申請により、自動車取得税を減免する。</p> <p>(1) 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定するの公的医療機関の救急自動車若しくはべき地巡回診療の用に供する自動車又は日本赤十字社の血液事業の用に供する自動車の取得</p> <p>(2) 障害者又は障害者のために当該障害者と生計を一にする者その他知事が必要と認める者が運転する当該障害者又は当該障害者と生計を一にする者の自動車の取得</p> <p>(3) 構造上障害者の利用に専ら供する自動車の取得（前号に掲げるものを除く。） 護法の規定により生活扶助を受けているものが必要と認める自動車の取得</p>	取得価額が50万円以下
<p>1 次の各号に掲げる軽油の引取りに対しては、第60条の11第3項の規定による知事の承認があった場合に限り軽油引取税を課さない。</p> <p>(1) 軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたもの (2) 既に軽油引取税を課された軽油に係る引取り</p> <p>2 法第144条の6に掲げる軽油の引取りに対しては第60条の15第4項の規定による免税証の交付があった場合又は法第144条の31第4項若しくは第5項の規定による知事の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さない。</p>	なし
なし	なし

税 目	税 率	納 期
狩 猎 税	<p>1 第一種銃獵免許に係る狩獵者の登録を受ける者で、 2に規定する者以外のもの 16,500円</p> <p>2 第一種銃獵免許に係る狩獵者の登録を受ける者で、 当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを 要しないもののうち、地方税法第23条第1項第7号に 規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する 扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に從 事している者を除く。）以外の者 11,000円</p> <p>3 網獵免許又はわな獵免許に係る狩獵者の登録を受 ける者で、4に規定する者以外のもの 8,200円</p> <p>4 網獵免許又はわな獵免許に係る狩獵者の登録を受 ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付 することを要しないもののうち、地方税法第23条第 1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号 に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又 は林業に從事している者を除く。）以外の者及び第 二種銃獵免許に係る狩獵者の登録を受ける者 5,500円</p> <p>※鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措 置に関する法律に規定する対象鳥獸捕獲員については課税 免除</p> <p>※鳥獸の保護及び管理並びに狩獵の適正化に関する法律に規定 する認定鳥獸捕獲等事業者の従事者については、狩獵者 の登録が令和6年3月31日までに行われた場合は課税免除</p> <p>※狩獵者登録申請書を提出する日前1年以内の期間に鳥獸の 許可捕獲等を行った者については、狩獵者の登録が令和6 年3月31日までに行われた場合は上記の2分の1の税額</p>	<p>狩獵者の登録を受ける日 (証紙徵収)</p> <p>不足税額を徵収する場合においては、知 事が定める日 (普通徵収)</p>
固 定 資 產 税	大規模償却資産の価格のうち市町村が課すことができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額 $\frac{1.4}{100}$	<p>第1期 4月21日から同月30日まで</p> <p>第2期 7月21日から同月31日まで</p> <p>第3期 12月16日から同月25日まで</p> <p>第4期 翌年2月21日から同月末日まで</p>
核燃料等取扱税	<p>1 設置している原子炉の熱出力 1,000キロワットにつき 30,500円</p> <p>2 原子炉に挿入された核燃料の価額の <math>\frac{8.5}{100}</math></p> <p>3 再処理施設において受け入れる使用済燃料に係る 原子核分裂をさせる前のウランの重量 1キログラムにつき 60,100円</p> <p>4 再処理施設において保管する使用済燃料に係る原 子核分裂をさせる前のウランの重量 1キログラムにつき 1,500円</p> <p>5 再処理施設において保管する高放射性廃液の数量 1立方メートルにつき 1,594,000円</p> <p>6 再処理施設において保管するガラス固化体に係る 容器の数量 1本につき 1,219,000円</p> <p>7 原子力施設において保管する分離プルトニウムに 含まれるプルトニウムの重量 1キログラムにつき 5,100円</p> <p>8 原子力施設において発生した放射性廃棄物を容器 に封入等したときの当該容器の容量 1立方メートルにつき 106,000円</p> <p>9 原子力施設において保管する放射性廃棄物に係る 容器の容量 1立方メートルにつき 5,100円</p>	<p>1, 3~6, 8, 9にあっては課税期間の末日 から起算して3月を経過する日の属する月の 末日までに申告納付</p> <p>2にあっては、原則として核燃料を挿入し た日から起算して3月を経過する日の属する 月の末日までに申告納付</p> <p>7にあっては課税期間の末日から起算して 7月を経過する日の属する月の末日までに申 告納付</p>

条 例 で 定 め る 免 稅 事 項	免 税 点
<p>次の各号の一に該当する者に対しては、狩猟税を減免する。</p> <p>1 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で生活保護法の規定により生活扶助を受けているもの</p> <p>2 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、その資産について前年の狩猟者の登録を受けた日から当該年の登録を受ける日の前日までの間において震災、風水害、火災その他これらに類する災害を受けたことにより狩猟税を納付することができないと認められるもの</p>	な し
な し	な し
<p>1 プルトニウムの保管に対して課する核燃料等取扱税の課税標準となる重量が1キログラム未満の場合</p> <p>2 放射性廃棄物の発生に対して課する核燃料等取扱税の課税標準となる容量が1立方メートル未満の場合</p> <p>3 放射性廃棄物の保管に対して課する核燃料等取扱税の課税標準となる容量が5立方メートル未満の場合</p>	な し

(別表)

## 自動車税(種別割)税率表

課 税 標 準			税 率 1台に つき年額
営業用	ロータリー車・電気自動車を除く自動車	総排気量1.0%以下	7,500
		1.0%超1.5%以下	8,500
		1.5%超2.0%以下	9,500
		2.0%超2.5%以下	13,800
		2.5%超3.0%以下	15,700
		3.0%超3.5%以下	17,900
		3.5%超4.0%以下	20,500
		4.0%超4.5%以下	23,600
		4.5%超6.0%以下	27,200
		6.0%を超えるもの	40,700
乗用	ロータリー車	1.0%超1.5%以下	8,500
		1.5%超2.0%以下	9,500
		2.5%超3.0%以下	15,700
		電気自動車	7,500
乗用(旧税率)	ロータリー車・電気自動車を除く自動車	総排気量1.0%以下	29,500
		1.0%超1.5%以下	34,500
		1.5%超2.0%以下	39,500
		2.0%超2.5%以下	45,000
		2.5%超3.0%以下	51,000
		3.0%超3.5%以下	58,000
		3.5%超4.0%以下	66,500
		4.0%超4.5%以下	76,500
		4.5%超6.0%以下	88,000
		6.0%を超えるもの	111,000
		1.0%超1.5%以下	34,500
		1.5%超2.0%以下	39,500
乗用(新税率)	ロータリー車	2.5%超3.0%以下	51,000
		電気自動車	29,500
	ロータリー車・電気自動車を除く自動車	総排気量1.0%以下	25,000
		1.0%超1.5%以下	30,500
		1.5%超2.0%以下	36,000
		2.0%超2.5%以下	43,500
		2.5%超3.0%以下	50,000
		3.0%超3.5%以下	57,000
		3.5%超4.0%以下	65,500
		4.0%超4.5%以下	75,500
		4.5%超6.0%以下	87,000
		6.0%を超えるもの	110,000
トランク	営業用	1.0%超1.5%以下	30,500
		1.5%超2.0%以下	36,000
		2.5%超3.0%以下	50,000
		電気自動車	25,000
	最大乗車定員3人以下	最大積載量が1トン以下	6,500
		" 1トン超2トン以下	9,000
		" 2トン超3トン以下	12,000
		" 3トン超4トン以下	15,000
		" 4トン超5トン以下	18,500
		" 5トン超6トン以下	22,000
		" 6トン超7トン以下	25,500
		" 7トン超8トン以下	29,500
		" 8トンを超えるもの	4,700円を29,500円に1トンを超えるごとに加算した額
		小型けん引車	7,500
トランク	普通用	普通けん引車	15,100
		1.0%超1.5%以下	11,300
		1.5%を超えるもの	34,100
		電気自動車	22,700
	最大乗車定員3人以下	最大積載量が8トン以下	26,500
		" 8トン超9トン以下	30,300
		" 9トン超10トン以下	37,900
		" 10トン超11トン以下	41,700
		" 11トン超12トン以下	41,700円に1トンを超えるごとに3,800円を加算した額
		大型けん引車	8,000
		" 1トン超2トン以下	11,500
		" 2トン超3トン以下	16,000
		" 3トン超4トン以下	20,500
		" 4トン超5トン以下	25,500
トランク	自家用	" 5トン超6トン以下	30,000
		" 6トン超7トン以下	35,000
		" 7トン超8トン以下	40,500円に1トンを超えるごとに6,300円を加算した額
		小型けん引車	10,200
		普通けん引車	20,600

※標準税額のみ。自動車税のグリーン化に伴い、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率が低くなり

新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率が高くなる。(おおむね15%の重課)

※ロータリー車については、単室容積×ローター数×1.5で得た数値を総排気量とする。

※新税率は、令和元年10月以降に初回新規登録を受けた自家用乗用車のみに適用される。

課 税 標 準			税 率 1 台 に つき年額
ト ラ 家 ツ 用 ク	最大 乗 車 定 員 自 4 人 以 上	1 ト ン 以 下 電 気 自 動 車	13,200 14,300 16,000 13,200
		1 ト ン 以 下 電 気 自 動 車	16,700 17,800 19,500 16,700
		3 ト ン 以 下 電 気 自 動 車	21,200 22,300 24,000 21,200
		4 ト ン 以 下 電 気 自 動 車	25,700 26,800 28,500 25,700
		最大乗車定員3人以下の欄に掲げる当該税率に5,200円を加算した額	
		4 ト ン を 超 え る も の 1. 0 ト ル 超 1. 5 ト ル 以 下	最大乗車定員3人以下の欄に掲げる当該税率に6,300円を加算した額
		1. 5 ト ル を 超 え る も の	最大乗車定員3人以下の欄に掲げる当該税率に8,000円を加算した額
		電 気 自 動 車	最大乗車定員3人以下の欄に掲げる当該税率に5,200円を加算した額
	小型被けん引車		5,300
	普通 被 け ん 引 車	最大積載量が8トン以下	10,200
		リ 8トン超9トン以下	15,300
		リ 9トン超10トン以下	20,400
		リ 10トン超11トン以下	25,500
		リ 11トン超12トン以下	30,600
		リ 12トン超13トン以下	35,700
		リ 13トン超14トン以下	40,800
		リ 14トン超15トン以下	45,900
		リ 15トン超16トン以下	51,000
		リ 16トン超17トン以下	56,100
		リ 17トンを超えるもの	5,100 円を加算した額 56,100円に1トンを超えるごとに 5,100円を加算した額
バ 芸 業 ス	一般 乗 合 用	乗車定員30人以下	12,000
		30人超40人以下	14,500
		40人超50人以下	17,500
		50人超60人以下	20,000
		60人超70人以下	22,500
		70人超80人以下	25,500
		80人を超えるもの	29,000
		乗車定員30人以下	26,500
	その 他	30人超40人以下	32,000
		40人超50人以下	38,000
		50人超60人以下	44,000
		60人超70人以下	50,500
		70人超80人以下	57,000
		80人を超えるもの	64,000
バ 芸 業 ス	自家用車	乗車定員30人以下	12,000
		30人超40人以下	14,500
		40人超50人以下	17,500
		50人超60人以下	20,000
		60人超70人以下	22,500
		70人超80人以下	25,500
		80人を超えるもの	29,000
		乗車定員30人以下	33,000
	その他	30人超40人以下	41,000
		40人超50人以下	49,000
		50人超60人以下	57,000
		60人超70人以下	65,500
		70人超80人以下	74,000
		80人を超えるもの	83,000
		小型三輪	営業用 4,500 自家用 6,000
特 種 自 動 車 (旧 税 率) 自家用 (新 税 率) 自家用	靈きゅう車		12,000
	乗用車に類するもので乗車定員が4人以上のもの(形状により乗用車の税率を適用するもの)		乗用車の欄に掲げる当該税率
	トラックに類するもので最大積載量の定めがあるもの(形状によりトラックの税率を適用するもの)		トラックの欄に掲げる当該税率
	その他のもの		小型自動車 9,000 普通自動車 18,500
	その他のもの(下記以外のもの)		小型自動車 11,500 普通自動車 25,500
	乗用車に類するもので乗車定員が4人以上のもの(形状により乗用車の税率を適用するもの)		教習車 26,500
	その他のもの		乗用車の欄に掲げる当該税率
	トラックに類するもので最大積載量の定めがあるもの(形状によりトラックの税率を適用するもの)		教習車 16,700
	その他のもの		乗用車の欄に掲げる当該税率
	総排気量1. 0リッル以下		23,600
	1. 0リッル超1. 5リッル以下		27,600
	1. 5リッル超2. 0リッル以下		31,600
	2. 0リッル超2. 5リッル以下		36,000
	2. 5リッル超3. 0リッル以下		40,800
バ 芸 業 ス	3. 0リッル超3. 5リッル以下		46,400
	3. 5リッル超4. 0リッル以下		53,200
	4. 0リッル超4. 5リッル以下		61,200
	4. 5リッル超6. 0リッル以下		70,400
	6. 0リッルを超えるもの		88,800
	自家用車	乗用車に類するもので乗車定員が4人以上のもの(形状により乗用車の税率を適用するもの)	教習車 24,000 その他 乘用車の欄に掲げる当該税率
		総排気量1. 0リッル以下	20,000
		1. 0リッル超1. 5リッル以下	24,400
		1. 5リッル超2. 0リッル以下	28,800
	自家用車 (新税率)	2. 0リッル超2. 5リッル以下	34,800
		2. 5リッル超3. 0リッル以下	40,000
		3. 0リッル超3. 5リッル以下	45,600
		3. 5リッル超4. 0リッル以下	52,400
		4. 0リッル超4. 5リッル以下	60,400
		4. 5リッル超6. 0リッル以下	69,600
		6. 0リッルを超えるもの	88,000

\*新税率は、令和元年10月以降に初回新規登録を受けた自家用車のみに適用される。